

レンタルサポートシステムのご案内

当社では、当社レンタル品をご使用中の万一の事故に備え、お客様の損害の全部又は一部を当社が負担するレンタルサポートシステムを設けております。レンタル品をご注文される際、併せてレンタルサポートシステムをお申し込み頂きますようお願い申し上げます。

なお、レンタルサポートシステムのお申し込みを頂く際、各レンタル品毎に定められたサポート料をお支払い頂きます。

また、事故に際し、レンタルサポートシステムをご利用頂く場合には、1名又は1事故につき、一定の金額(お客様ご負担金)をお支払い頂く場合があります。詳細につきましては下記をご参照下さい。

1. 自動車サポート (対象機種:登録ナンバーを付す乗用車・トラック・ダンプ・大型ローラー等)

●サポート料:1日あたり200円～(車種により異なります。)

- (1) 対人賠償 当社が賃貸する自動車の事故により、他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負った場合に適用となります。
 - ・限度額: 1名につき無制限
- (2) 対物賠償 当社が賃貸する自動車の事故により、他人の財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に適用となります。
 - ・限度額: 1事故につき1,000万円
 - ・お客様ご負担金: 1事故につき15万円
- (3) 搭乗者傷害 当社が賃貸する自動車に乗車中の方が死傷された場合に適用となります。
 - ・限度額: 1名につき1,000万円
 - : 入院日額15,000円(日数制限あり)
 - : 通院日額10,000円(日数制限あり)
- (4) 車輻 誤って当社の自動車を破損させてしまった場合、又は盗難にあった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1事故につき時価額(当社規定による)
 - ・お客様ご負担金: 部分損 1事故につき15万円
 - : 全損盗難 1事故につき、減失全損価格の10%、又は15万円の高い金額

注. お客様ご負担金は増額となる場合があります。詳しくは【レンタルサポートシステムのご注意】をご参照ください。

2. 建設機械サポート (対象機種:バックホー・ブルドーザ・ホイールローダー・4tローラー等)

●サポート料:1日あたり200円～(機種により異なります。)

- (1) 対人賠償 工事場内において運転中、誤って他人を死傷させてしまった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1名につき1億円、及び1事故につき3億円
 - ・お客様ご負担金: 1名につき15万円
- (2) 対物賠償 工事場内において運転中、誤って他人の財物を破損させてしまった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1事故につき2,000万円
 - ・お客様ご負担金: 1事故につき15万円
- (3) 搭乗者傷害 工事場内において運転中、その搭乗者が死傷してしまった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1名につき1,000万円
 - ・お客様ご負担金: 1名につき15万円
- (4) 動産総合 工事場内において、誤って当社の建設機械を破損させてしまった場合、又は盗難にあった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1事故につき時価額(当社規定による)
 - ・お客様ご負担金: ①部分損 1事故につき15万円
 - : ②全損盗難 1事故につき、減失全損価格の10%、又は15万円の高い金額

注1. 工事場とは、お客様が主たる仕事(工事)を行っており、その仕事(工事)の関係者以外の者の出入場が禁止されている場所を指します。建設機械サポートにおいては、工事場内における事故のみ適用され、道路交通法で規定する道路等を走行中に発生した事故は適用されませんのでご注意ください。

注2. 4t以下のローラー、ホイールローダー、フォークリフトについては、登録ナンバーが付いている機種がありますが、レンタルサポートシステムの種別は、建設機械サポートになりますのでご注意ください。

注3. 動産総合サポートにおける、0.25～0.7各種バックホーの部分損お客様ご負担金については、1事故につき250,000円となります。

注4. お客様ご負担金は増額となる場合があります。詳しくは【レンタルサポートシステムのご注意】をご参照ください。

3. 小型機械サポート (対象機種:水中ポンプ・高圧洗浄機・バイブレーター等)

●サポート料:1日あたり30円～(機種により異なります。)

- (1) 動産総合 誤って当社の小型機械を破損させてしまった場合、又は盗難にあった場合に適用となります。
 - ・限度額: 1事故につき時価額(当社規定による)
 - ・お客様ご負担金: ①部分損 1事故につき、減失全損価格*の30%の金額
 - : ②全損盗難 1事故につき、減失全損価格*の50%

注. お客様ご負担金は増額となる場合があります。詳しくは【レンタルサポートシステムのご注意】をご参照ください。

※ 減失全損価格(レンタル品が盗難被害等により返却できない場合や、全損の場合の当社からの請求額)は、当社までお問合せ頂ければ直ちにご回答いたします。

サポート種別	対象機種	当社負担限度額			お客様ご負担金	サポート料	
自動車サポート	登録ナンバーを付す乗用車 トラック・ダンプ 大型ローラー等	対人賠償	1名	無制限	—	500円/日～	
		対物賠償	1事故	1,000万円	15万円		
		搭乗者傷害	1名	1,000万円	—		
		車 輻	部分損	1事故	時価額		15万円
			全損盗難	1事故	時価額		減失全損価格の10%、 又は15万円の高い金額
建設機械サポート	バックホー ブルドーザー ホイールローダー 2.5tローラー 4tローラー キャリアダンプ クローラクレーン フォークリフト 7KVA以上の発電機等	対人賠償	1名	1億円	15万円	200円/日～	
			1事故	3億円			
		対物賠償	1事故	2,000万円	15万円		
		搭乗者傷害	1事故	1,000万円	15万円		
		動産総合	部分損	1事故	時価額		15万円 ※
			全損盗難	1事故	時価額		減失全損価格の10%、 又は15万円の高い金額
小型機械サポート	水中ポンプ 高圧洗浄機 パイプレータ コンプレッサー 発電機 ランマー プレート 電気工具 7KVA未満の 発電機 足場機材 保安機材等	動産総合	部分損	1事故	時価額	減失全損価格の30%	30円/日～
			全損盗難	1事故	時価額	減失全損価格の50%	

※建設機械サポート動産総合における、0.25～0.7各種バックホーの部分損お客様ご負担金については、1事故につき25万円となります。

【レンタルサポートシステムのご注意】

- サポート料は、弊社ヤードを出荷した日から、入庫した日までの通算日数を乗じてお支払い頂きます。
- レンタル期間中に事故があった場合、速やかに当社へ連絡の上、必要な措置を講じてください。連絡遅延により、現場保存の措置がとれない場合、レンタルサポートシステムは適用されません。
- レンタルサポートシステムを申請する際、当社が指定する必要書類及びその他の提出物を必ずご提出ください。当社が指定する必要書類等が提出されない場合、レンタルサポートシステムは適用されません。
- レンタル品が盗難にあった場合、警察署において盗難届が受理された場合に限り、レンタルサポートシステムを適用いたします。
- お客様が当社レンタル品を部分損させ、その修理金額が100万円を超える場合、お客様ご負担金は、当社が定める金額、又は当該修理額の15%の金額の高い金額といたします。
- レンタルサポートシステムが適用された事故日から3週間以内に再度事故を起こした場合、お客様ご負担金は、当社が定める金額の1.5倍の金額といたします。
- 当社がレンタル出荷日前180日以内に取得したレンタル物件(新車)に車両サポート又は動産総合サポートを適用する場合、お客様ご負担金は当社が定める金額の1.2倍の金額といたします。
- レンタルサポートシステムの対象は、当社が所有するレンタル品に限ります。当社が他社のレンタル品を転貸した場合、他社の補償制度を適用いたします。
- 自動車サポート及び建設機械サポートにおける他人とは、申込者の親族、申込者の使用人、申込者の下請負人又はこれらに類する者以外の者を指します。
- レンタル物件の修理や納車等に日数を要する場合の休車損害については、レンタルサポートシステムが適用されません。
- サポート料は諸般の事情により、見直しを行う事があります。

※下記事項に該当する場合、レンタルサポートシステムが適用されませんのでご注意ください。

- 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、若しくはこれらに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任。
- 台風、土砂崩れ、洪水、高潮、地震、噴火、津波、又はこれらに類似する自然災害によって生じた賠償責任。
- 放射能汚染によって生じた賠償責任。
- アスベスト又はダイオキシン等の有害物質の付着又は汚損によって生じた賠償責任。
- 生コン、アスファルト、塗料、油脂、若しくは土砂等の付着又は汚損によって生じた賠償責任。
- 申込者と第三者との間の特約により加重された賠償責任。
- レンタル品の故障または劣化等により生じた賠償責任。
- 紛失による損害の賠償責任。
- 以下の事故のように、故意、重過失、又は法令違反によって生じた賠償責任。(レンタルサポートシステムは不意の事故を救済するものである為、以下の場合には適用されません。)
 - 操作ミスによる事故の場合。
 - 脳疾患、疾病、又は心神喪失に起因する事故の場合。
 - 当社が把握している使用者又はその者の承諾を得た者以外の者が使用して起きた事故の場合。
 - 無資格、無免許、酒気帯び、酒酔い、又は薬物等の使用中において起きた事故の場合。
 - 本来の使用目的が変更されたレンタル品の事故の場合。
 - トンネル工事、ダム工事、地下工事、採石工事、海上工事、又は船上工事等、あらかじめ損害が起こる可能性が極めて高いと予測できる工事場での事故の場合。
 - その他これらに類する事故の場合。

もしもの時は

1

事故現場にて

- 人身事故の場合は、被害者の救護を第一に考えていただくのはもちろんのことですが、被害者の氏名(会社名)、電話番号を確認しておいて下さい。
- 又、公道上での事故は、警察署へ届け出をして下さい。
(注)人身事故の場合には、「人身事故」である旨の届け出を必ず行って下さい。

2

弊社への報告

- 弊社担当営業所へ事故の報告を行って下さい。
- ※事故の詳細がわからない場合は、その時点でわかっている事だけでも弊社担当営業所へ第一報として報告下さい。事故発生時の報告が遅い場合、保険適用できない事があります。

3

報告を行ったあとに

- 事故処理をスムーズに行い早期解決の為に、後日、弊社より書類等の提出をお願いした場合は、すみやかに提出して下さいます様をお願いします。

万一の事故発生時には
次の事項を
ご連絡下さい。

1

事故日時・場所

2

加害者の住所・氏名・TEL

3

被害者の住所・氏名・TEL

4

事故のあった機械番号
あるいは登録番号

5

事故の詳細内容

6

自動車の場合は運転者の
免許証コピー